慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Guiseの「新しき村」
Sub Title	
Author	打村, 鉱三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.6 (1924. 6) ,p.876(112)- 889(125)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240601-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Guiseの「新しき村」

打村鑛三

Charles Gideは、千九百十九年の夏、主として米國學生の爲めに、Faculté de Droit de Parisに於いて、勞働者の生活狀態改善方策、就中賃銀廢止に關して講演を行つたが、(一)その議論の例證としてGuiseのファミリステイル（Le Familistère de Guise）を紹介して居る。

(一) この講演は後に、Des institutions en vie de la transformation ou de l'abolition du salariat 1920 に採錄出版せられた。同書は章を十二に分ち、筆を佛國に於ける社會運動の特色より起して賃銀制度廢止に對する企劃を擧げ、初頭の二章を割いて共同生產組合（L'association coopérative de production）を論じ、順次利潤分配制度、株持ち勞働者（L'actionnariat ouvrier）、消費組合等を論究して賃銀廢止に及び、農業勞働者及農業立法に關する考察に移り、最後に農業勞働組合を論じて卷を終つて居る。この一篇は主としてその第七章に據つたものである。

この有名なFamilistaire de Guiseは、大戰當時最も激しい衝突の一つが行はれたReimsとLoanとの間に介在する同名の小さな村にある。それは消火ポンプ製造工場である。既に約半世紀前からして此處を訪れるものは、社會事業に興味を有する人々をはじめ、單なる佛國への觀光客に到るまで踵を接したのである。大戰當時兵焚に遭つて半ば燒かれ、且つ完全に掠奪せられたが、今やその荒墟の上に復興して再びこれ等の巡禮者を見てゐる。

率直に云ふと、如斯くに興味を惹いて居るのは、該制度の外面的、裝飾的方面即ち同一屋下に勞働者の四千家族を抱擁する大蜂窩、大社會館である。

乍然一層吾人の興味を惹くものは、この團體

の有する組織である。即ち利潤分配法（la participation aux bénéfices）(二)株持ち勞働者制度（l'actionnariat ouvrier）、(三)共同生產組合（l'association de production.）(四)これである。

(二) とゝに所謂 participation aux bénéfices とは、l'actionnariat ouvrier に於ける持株取得方法の一である。故にこれを假りに利潤分配法と譯した。同じ言葉が、英語の profit-sharing 制度を意味する。この制度は既に數世紀前から海洋漁業及び農業に於ける所謂 Métayage の形式に於いて行はれたものであるが、近代產業に於ける賃銀制度の變形としてのそれである限りに於いては、極く新しく且つ佛國に始まつて居ると言ふ。(Gide)。一八四二年、パリの一企業家（繪畫々ンキ業）Leclaire の創始によつて（同會社は名義を變じて今も、四〇〇人の勞働者を使役して盛業中である）起つたこの制度は、續いて Charle Robert（佛）Vansittart Neale（英）Nelson（米）に依つて試みられ、一八九三年には三百三十五企業（佛一四五、英八九、米七五）に及んだが、この年を以つて最頂點として漸次その數を減じて居る。即ち難點があるからである。由來この制度に於ける勞働者は企業の盛衰如何にかゝはらず一定の賃銀を受ける外に、利潤の分前を得るのであつて、然も企業の損失は之を分擔しない。この跛行的な點が批難と嫌惡とを買ふ外に、利潤分配に勞働者が參加するは、經濟學的に不合理である、何とならば利潤は勞働者の勞働に依つて生ずるに非ずして、企業家の指揮、企業組織及び機會より生ずると云ふ說、或はこの制度は企業の成績を露白するといふ懼れ等からして企業家側の論難を受ける。のみならず一方勞働者側より云ふも、社會主義的に云へば利潤は素と彼等の勞働の所產を掠奪したものである。今更ら何の故を以つて利潤の分配と云ふか。またサンヂカリストをして曰はしむれば、この制度はサンヂカの勞働者をしてブルジヨア化する許し難き仕組みである。假令これ等の主義者でなくとも、單なる一勞働者にして猶はこの制度は、利潤分配と稱する超過賃銀の好餌を以つて、超過勞働を強いんとするの疑を抱くに至らしむるの理由あるのみならず、この制度に於ける賃銀が動もすれば低率に置れ勝ちであると云ふ批難を蒙るのである。（これ等に對する論評は Gide, Des institutions pp. 35-43; Les institutions de progress social, Cinquième éd., 1921, pp. 133-137. を參看）。

(三) この制度は英語の所謂 Copartnership である。利潤分配制度の跛行的なるに比して、これは全く普通の株主と異ならない。今こゝに述ぶる Guise の Familistère に於けるものゝ外に佛國に於いては Angoulême の Laroche-Joubert 製紙會社、英國に於いては倫敦瓦斯會社其他の諸市にその例を見、それ等を數ふれば三十八社、これに勞働する二萬五千人の勞働者及使用人の持株は二千二百萬法と稱せられる。

持株取得の方法に凡そ三種ある。第一は勞働者に株式を買ひ取らしむるもので、合衆國スチール・トラスト會社で行はれて居るのがこれであるが、佛國ではわずかに Belfort の Japy 會社がそれらしく例にとられる。併しこの場合に於ける株式は、眞實の株式と云はんよりも、實は勞働者の貯蓄預金に對する債務と稱せらるべきである。第二は利潤分配の形を以つて漸次勞働者に株式を得せしむるもの即ち participation aux bénéfices で Guise のファミリステイルに於いて行はれて居る方法はこれである。而して最後のものは attribution à titre gratuit, これである。(Gide, Des institutions, sixième Leçon, pp. 49-52; Les institutions, pp. 138-145)。

(四) Gide, Des institutions, pp. 1-33.

三

このファミリステイルの創始者は André Godin（一八一七—一八八八）といふ人で、一八六〇年から一八八二年の間にこの業を勒め、長い苦心の結果遂に今日の組織を之に與へたのであつた。一鐵工の兒たる Godin は、平凡なる一勞働者としてその生涯をはじめたのであるが、當時の勞働者の生活といふものは、朝の五時から夜の八時まで十五時間の勞働を餘儀なくさせられて居た最も慘憺たる時代であつたのである。と同時にまた當時殆んど嫌惡せらるゝことなく廣く弘通されて居た、Saint-Simon, Fourier, Pierre Leroux, Pequeur, Victor Considerat, Louis Blanc 等の社會思想が大いに勞働者にヴィジョンを與へて居つた時代であつたのである。彼亦これに動かさるゝこと多く、就中 Fourier のそれ(五)に依つて影響されたのである。

(五) 富贍にして而も怪異なる意想家 Charles Fourier は一種の獨斷的歷史哲學を有して居つた。即ち彼に從へば星は單一の星から南北の極を通じて自生し、或は他の星より兩極を通じて生れ、更に或は月下香が Terre-Sud Herzhel-Sud, Soleil-Sud の三香氣から生ずるが如く仲介者から生ずるそれ自體生命感情及び衝動を有する生物である。かくて地球の生命は八萬年である。是れを上昇下降の二期に分ち更に各を二期に分ち(幼、少、壯、衰)別にまた全期を二十六時代に分つ。原始蒙昧の時代より發生せる人類の生活は、不愉快なる分割產業の時代を經て愉快なる共通產業の諸時代に入り、幸福の最高點に到り、再ひこの順を逆に追ふて四萬年の下降時代を閲するのであるが、現代は即ち將にその不愉快なる分割產業の時代を終つて保障主義時代（garantisum）に入らうとして居るのであると云ふ。（斯くの如くの說か述ぶるに當つて、彼の豐贍なる想像力は盛に活動して、人間及び動物或は星の性的關係を支配統制し、風及び癘病の胚種を形成する香氣分配の系統を意想したり、星の創造性を云々するに當つて、象、獬、及び金剛石は太陽の生產物で、馬、百合及びルビーは土星の造るところ、牛、長壽花及び黃玉は木星が、而して犬、蚕蛋白石は地球それ自身が創造したと言ふ樣な奇怪なる臆述を行つて居る）。

彼の根本思想は欲情の是認である。欲情はそれ自體不善に非ずして解放せらるべきものである。彼は人間の欲情を感能欲（視、聽、味、嗅、觸）愛情欲（引心力、友情、變愛、家族性、功名心）分配欲（競爭、更替、合成）の三種十二に分つ。而して彼はこの十二の欲情が完全に相調和する世界を求むるのである。

彼は現代を批評して個人と全體との利害が相容るゝことなき苦痛の時代なりとし、かの貧窮は洵に豐富より生ずるところであると云ふて居る。この世界にあつては、勞働は苦役であり、然も社會全人口の三分の二を占むる不生產的寄生者による生產力の徒費は僅かならず社會の負擔を增す。彼はこれ等寄生者中に都會の女子の四分の三、田舍の女子の半、都市の小兒の四分の三、僕婢の四分の三、運輸交通業者の三分の二、軍人、收稅吏、商人、手代の殆んど全部、詐欺師、娼婦、乞食、破戸漢等を含めて居る。今日生產的と認められて居る工業勞働者もなほ、其生產物が粗惡なるが故に半は不生產的だと考へられて居る。Fourier は如斯き時代を去つて完全に調和の行はるゝ世界をその Phalange と稱する共同團體に求むるのである。（猶ほ詳しくは彼の Theorie des quatre mouvement, 1803; Theorie de l'unite universelle, 1838 其他參看

紳士（其從僕）四人、博徒、詐欺師、娼婦、乞食、破戸漢等を含めて居る。今日生產的と認められて居る工業勞働者もなほ、其生產物が粗惡なるが故に半は不生產的だと考へられて居る。Fourier は如斯き時代を去つて完全に調和の行はるゝ世界をその Phalange と稱する共同團體に求むるのである。（猶ほ詳しくは彼の Theorie des quatre mouvement, 1803; Theorie de l'unite universelle, 1838 其他參看

創始者の幻影に終つたフリエエ主義者の所謂ファランジュは、理論的に且つ數學的に多すぎもせず、また少なくもなく計算せられたる信徒によつて結ばれ、Fourier はこの數を四百家族千六百人と定めたのである。

この共同團體は啻に共同勞作場たるのみならず、共同消費場である。而して其の共同生活の中心として Phalanstère と稱する大宮殿的建物を有する。彼等はその內部に於て一定の規律の下にその消費するあらゆるものを生產し、出來得る限りこれを消費する。然して猶過不足あ

る場合は他のファランジュと交易する。この共同生活の主張の重大なる理由の一は大規模消費の經濟的なることこれである。各ファランジュはunarque に統卒せられ、三若くは四のファランジュはDuarqueの下に管理せられ、更に十二を合してTriarqueの下に置かれ、順次にTetrarque, Pentanque, Exarque を經て、最後に、Omniarqueの統帥を受けることになつて居る。

各ファランジュは一種の株式會社を形造る。私有財産は株式の所有に改められ賃銀は配當に變る　こゝに於ては、人は十八才より二十八才迄の間に於て其の餘生を閑暇のうちに送り得るだけのものを生産し得ると考へられた。生産額のうち、その屬員の生活最低度を保障した後の餘剩は、勞働に對して十二分の五、資本に對して十二分の四、才能に對して十二分の三の割合で配當せられる。（六）

（六）　ファランジュに於ける勞働は苦痛に非ずして快樂である、故に彼等は懶惰に陷ることがないとFourierは考へた。即ちファランジュに於ては賃銀に依つて勞働せず、一定の能力と嗜好とに從つて勞働し、然も仕事は一日約八回變更せられ隨時に任意に結合せる仲間と共に之を行ひ、然も農圃及び仕事場は美麗にして且つ清潔であるからである。（小泉教授「社會組織の經濟理論的批判」一九七、二二四頁參照）。

乍然、Godinは決してこのフリエエ主義の踏襲を以つて足れりとするものではなかつた。彼は鐵工であつてl'industrieを忽緒にするが如きことはしなかつた。そこで彼に於いて是れは一の工場としての形を採り、これに空想的ファランステイルの精神が適用せられたのである。彼は何等の情愛なく寧ろ相互に相知るところなく、時には相憎むとさへある雇主と勞働者が事を共にして居るといふやうな現代型の工場の裡にあつて、共同的勞働と家族的雰圍氣を釀す共同的生活の行はるべき小さき町の建設を希つたのである。而して茲に彼のファミリステイルが現はれたのである。

ファミリステイルは、十五ヘクタールの廣袤を有する大園圃及び廣庭（une vaste cour et un grand parc）の中央に位する巨大なる一個の建築物である。（或は寧ろ三個と云ふべきかも知れぬが、然し前庭を隔て一定距離を有して建てられた他の二個の建物は第一のものに對して本原的性質を有するものではない）。而してこれ等には全然分離せられたる仕事場、學校、劇場等が附屬してゐる。「御殿」（Le "Palais"）は二室乃至三室を有する多數の蜂窩（アパルトマン）に分れ、この三棟の建物にはFourierに依つて暗示せられたと等しい千六百人の人々が抱擁せられて居るのである。各人は一種のホールの如く造られた、硝子張りの室に集ふ。そして相互の行きゝは內部の廊下或は露臺に依らず、常に前記廣間に通ずる通路、又は四隅に設備された四個の大階段に依つて行はれる。

疑もなくGodinはファランステイルに從つてこのファミリステイルにも、啻に共同勞作のみならず、共同食卓による共同生活を實現しやうと思つたであらう。しかしまた疑もなくその方法が佛蘭西人の著しい個人的性格に逆らうことをも知つて居た。各人自身の家！洵に共同食卓がやがて佛國勞働者やその妻の嗜好となるの日があらうとも知れぬ。しかしこはまた同時に樂園をして地獄たらしめることがあり得る。各家族をして各家庭を作らしめつゝ、一方日用品の販賣を行ふ消費組合、裁縫、洗濯、掃除の奉仕、學校、體育倶樂部（今日では別に取立てゝ云ふべきことでもないが、當時にあつて、勞働者に體育的機會を與ふると云ふが如きは、甚だ先覺的な考へであつたと稱すべきである）其他の共存的、共濟的組合の形成によつて喜んで一

定の集合的奉仕に就かしめるやうに試みたのである。

Gideはこのファミリステイルが、訪ふ人に甚だ魅惑的な印象を與へることを語つて居る（p. 64）この「新しき村」は英、和、米諸國の大工場に於てまゝ見受けられる田園都市の試みとは自らその色彩を異にして居る。啻に審美的見地よりばかりでなく、衛生的見地よりするも、設備の幾多の點に於いて批判すべきものがある。就中硝子張りの廣間を通じて充分採光せられたる蜂窩の如き、その尤なるものである。年然この建物が初めて建設せられた當時（一八六〇—一八八〇）にはまだ衛生的な設備はなかつた。なほ、經濟的見地よりして、これら蜂窩の家賃が二百法の小額に過ぎぬことは注意に價する。(七)公平なる判斷者たるべきこのファミリステイルの屬員達の多くが、大戰當時荒廢せしめられた蜂窩に再歸を望んで集つたといふことは如上を證するものであると云はれてゐる。

(七)　この家賃の低額なることは、建物の建設に長期を費し少額づゝの費用によつて建てられたからであるが、今やその一部の改築を必要とせらるゝに就いては、從つて必要とする家賃の改正決定に關して盛に論議せられて居る。（六十四頁、原註一）。

三

ファミリステイルの制度は五十年間の試みの結果である。(八)Godinは之に依つて、このファミリステイルをして各人が全體の幸福の爲めに勞働する家庭的勞作場（ruche laborieuse）たらしめ、且つ「蜂窩（ruche）に對して善からぬところは一匹の蜂にも惡い」といふ希臘賢人の言葉を實際に示さうとしたのである。

(八)　Godin及びその一派の事業に就いてはPrudhommeaux, Les expérimentations sociale d'A. Godin, 1919. に詳しい。（六十四頁、原註二）

年然、これらの試みは多く失敗した。就中各人が一定の職業と稱すべきものを有することなく、全く各人の好みに從つて同感的勞作組（groupes sympathiques）に參加して勞働し、一定作業時間の後は之を解體するといふフリエエ流の勞働組織は美事失敗した。勞働者に如斯の思想を理解せしめるのは到底困難であり、從つてその實現は不可能であつた。更にまた各仕事場に於ける勞働者各人の地位及び報酬の決定を勞働者自身の投票に依らしむる場合に、フリエエ派の "à chacun seron ses capacité, à chaque capatité seron ses œuvres." といふ原則の實現を試みて全然失敗に終つた。驚くばかりの忍從を以つて、Godin が勵行に勉めたにも不拘、投票は屢〻緣故關係を以つて行はれ、或は自薦を見ると云ふ有樣であつた。たゞ一つ勞働者をして、その作業に施さるべき改良事項を詮索或は知悉せしめ、その好ましくして且つ適用せられたる場合には賞金を與ふる制度は好結果を齎らした。現今合衆國にその例を見る Suggestions の制度はこれである。

年然、茲に特筆すべきは Godin に依つて利益分配の制度がこの事業に創められ、遂に共同生產組合（Association Coopérative de production; self-workshop.）に依る株持ち勞働者制度（lactionnariat ouvrier; copartnarship.）にまで進展して行つたといふことである。實を云へば Godin がファミリステイルを創めた以前には、この樣な制度の存在がなかつたのであるから、彼はこれを新に發明したといふに過ぎず、制度はその後の發展に俟つたのであるが、この制度を採用することの效果の、實際方面より云ふも、理論上より見るも甚だ少からざる一事をその屬員達に知らしめ、これに依つて彼等の結果を固からしめてその事業を自己の死後にのこし得たので

ある。

勞作場（usine）に働く千五百人から二千人の勞働者は、四つの教派的區分に分たれて居る。第一は Associesと稱する株主である。もつと簡單に云へば（正確ではないが）、企業の支配に參加する組合の共同經營者の一である。第二は利益分配形態に從つて Sociétaries 或は participants と稱せらるゝ一團で、前者はファミリステイルの内に居住し、後者は外來者である相違に過ぎぬ。

第三は Auxiliaires と稱するもので、單なる臨時雇の勞働者である。

第四の intéressés は「村」以外に居住する株主で、本來は勞働者でない。殆んど Godin の後裔である。

そこで規則は至極簡單である。何人も傍系者 Auxiliare として usine に入り、興味を覺ゆるに到れば participant となり、現實にファミリステールの居住者となるに及んでは Sociétaire となり、最後に持株に對する配當の自働的轉化に依つて associe たるの資格を得るに至るのである。（八）

（八）C. Gide, Des institutions, 1920. p. 57.

如何にして彼等は利益分配を統制するか。先づ總利潤から諸經費（教育費を含む）利子及び資本銷却金、賃銀を引き去る。これが純利潤となる。この純利潤はフリエエの原則に從つて資本、勞働、指揮（direction, Fourier は之を "Talent" といふ）いづれも經營指揮の能力を謂ふ）の三者に配分し盡すのである。而してその配分方法は、九）即ち純利潤の一部を賃銀に比例し、他を資本に對する利子の高に比例して分配するといふ仕方である。これは（Gide をして云はしむれば）Godwin の最も革命的な改革である。（一〇）

（九）斯くの如き制度に於ける分配方法として、普通擧げらるゝものに三ある。第一は利潤を勞資等分に分つもの、二はこれを、資本額及び賃銀額に應じて分つもの、三はファミリステールに於ける特異の方法、即ち資本に對する利子及び、賃銀額に比例して之を分つもの即ちこれである。凡そ利潤を勞資兩者に配分するに當つてその割合を科學的に決定せしむべき理論的標準は、不幸にして經濟學の未だ吾人に教えぬ處である。von Thünen は十九世紀の中葉この問題の數學的解決に努力したが、彼に從へば、正常な賃銀は $s=\sqrt{a\times b}$（a＝生産費　b＝生産物の價値）に依つて表はされた、勞働者の生活費及びその勞働成果たる生産物の價値の比例中數である。然しこれに依つても彼の所謂正常なる賃銀は決して容易に求められはしない。假にそれが出來ても、利潤分配に際して勞資の分前を決定するには更にまた困難に遭はねばならぬ。

年然、今姑らく前記三種の方法に一瞥を與ふれば第一の方法は Blanzy 炭坑會社（Montceau-les-Mines, Saône-et-Loire）に行はれて居るものであつて、株主に對すると同じく、勞働者にも配當を行ふのである。第二の方法に於いては、假令ば二百萬法の資本金を有し、百萬法の賃銀支拂を爲す會社が三十萬法の利益したとすれば、二十萬法が資本に、十萬法が勞働者に配分するといふやり方である。第三のものに就いては次註を見よ。（Gide, Institutions, pp. 43-45.）

（一〇）Godin は次の如く考へたのである。企業經營の爲に借入れたる資本に對して支拂ふところのものは利子である。同樣に今一つの共業要素勞働の借入れに支拂はるゝところは即ち賃銀である。言葉を換へて云へば、これらの共業成績は共に利子及び賃銀に依つて測られると云ふことが出來やう。即ち利子は資本に對する賃銀である。斯くの如しで彼はファミリステイルの利潤分配に際しては、之を資本に對する利子及び賃銀に比例して配分するの方法を採るに到つたのである。この配分方法の結果が勞働者側に有利なることは明かである。今こゝに、一八八〇――一九一三の三十三年間にファミリステイルに於いて行はれたる利潤分配總額を示すと、

總	83 millions fr.	
勞働に對する賃錢	13	〃
〃	8,3	〃
資本に對する賃錢	0,7	〃
	105,0	〃

で即ち　億五百萬法の總利潤の中、九千六百萬法が勞働に、九百萬法が資本に配分せられたので、前者に九一/一、後者に八/一の割合である。（Gide, ibid., p. 45; pp. 51-68.）

さて然らば、分配に參加する資本とは何んであるか。持株に轉化した利潤の一部から生じて來たものである。故にこの場合、intéressé に對して分たれた資本の最少部分を除くの外は、勞

働の直接所產である。

勞働に對する分配に際しては前述の教派的區分に從つて之を行ふ。Auxiliaires に對しては分配は無い。partisipants に對しては一、societaires には1/2、associés 二の割合で分配せられるのであるが、associés に對しては尙ほその持株に對しても配當が行はれる。指揮勞働に對しては總收益の中から天引に二十二パーセントの比較的多くの配分が行はれる。（4/100 が支配人、18/100 が管理委員會の委員達に）。

勞働者に分配する利潤は貨幣を以つてせず、（二）企業利潤分配の名を以つて一種の株式に依つて分配せられる。斯くの如くして、勞働者利益分配組合（Les associétés à participation ouvriere）に關する一九一七年の法律（二）が、四十年以上の歲月を費した後、はじめて贏ち得た勞働株券（action de travail）制度の創始者たるの名譽は、之れを Godin に歸せしめてもよいとになる。のみならず彼は、その當初に於いて甚だ面倒らしく見えた問題の美事な解決に成功した。即ち彼は「株」の數を無制限に增すことなしに現在の勞働者をして利潤被分配者たらしむるの方法を考へた。蓋し、企業は無制限に資本を增大せしむることは出來ぬ。消費組合の場合は顧客即ち利益分配者なるが故に顧客を增すことは、同時に株主を增すことになる（そこで佛國の法律はこの種のものを「不定額資本會社」―société à capital valiable― と稱する）が、他の企業に於いては、資本は取引の數によつて制限せられ、これに伴はねばならぬ。ファミリステイルに於いても亦同じ、曾つて四億六千法であつた資本が今日やうやく五億法に及んだ一方、こゝ四十年間の勞働者の增加を以つてして、如何樣にしてこれ等を凡て「株持ち」たらしむであらうか。

（二）普通行はれる利潤分配の方法に三ある。現金を以つて行ふもの、特定の事情の下に拂戻を行ふ積立金制度（佛國に於いて最も一般に行はる）及び所謂 attribution 之である。而して最後のものは、やがてかの株持ち勞働者制度を生ぜしむるものである。（Des institutions, pp. 47-48.）。

（二）千九百十七年四月二十六日の法律である。同法は、企業を創むる顧主或は資本家に對してその雇傭する勞働者各人に資本に對するものを並んで、且つこれと同一の權利を有する（如何なる部分も金額を以つて表はさるゝものではないが）株式を賦つことを得ることを規定した。（C. Gide, Les institutions de progrès social, cinquième éd., 1921, p. 141. なほ、同法律案に關する評論は、Aristide Briand の note を有し、Jules Corbian の協力に成る Comte R. de Briey の Essai sur l'association du capital et du travail par l'actionnariat oirvuer, 1914 にも亦看ることが出來る）。

Godin が單にその工場の所有者である限り、彼自身の資本に對する株式を取得して居るのであるが、これよりして彼は繼續的に一定の額を引き去つてその勞働者に分配した。今假りに利益分配（participation）の名の下に勞働者に分配すべき十萬法の金額があるとすると、彼は之を五百法株二十とする。而して財產目錄の中から Godin の所有十萬法を控除し、勞働者の所有十萬法を增す。乍併この小額割讓（aliénation à pettes trauches）の方法に依ると、全部の讓渡を終り工場全體が勞働者の手に移るには長時日を要し要しなければならなかつた。然るに、千八百八十八年 Godin の死に遭ふやこの方策の遂行には大縮減が加へられた。すなはち Godin がその死に臨んで三分の二以上に及ぶ未分配資本の全部を勞働者に遺したからである。斯くてこの時からしてファミリステイルは單なる société à participation ouvrier から眞の association coopérative de production となつたのである。

然もなほ問題は解決されたのではない。何んとならば、この事業の存續する限り、この五百萬法資本を以つてして之を望む總べての勞働

者に株を取得せしめねばならぬ　而して倫敦瓦斯會社やスチールゝトラストの例の如き禁讓渡株では、そのことの不可能であることは明かである。そは幾何もなくしてそれ等全べての株式は分配せられ、新入組合員は何等の權利を有せず、從つて彼等は遂に associés たることが出來ぬであらう。如斯して一方に於いては古參の組合員に與へたる株式は、それ等の古參組合員の退會死亡に因りその相續者に分散して、ファミリステイルはその内に勞働する者に非らざる他の人々の所有に歸し、他の資本的企業に比して何等異色なきものとなつて了ふ。勞資の間には嚴重なる境界を要する。すなはち全べての勞働者は actionnaire たり得べきも他の何者も、これたり能はぬ、かくて求め得られたる方策は、株式の帳回(le roulment des actions)之れである　組合員が退會又は死亡に因つてその員から退く場合、組合はその持株を買ひ戻す。而してこの株は、その參加が價する日に於いて、これを望むものに讓る。既に持株を賣つた組合員も、その賣却當時の値段でこれを再び買ひ戻し再度ファミリステイルの一員たるの權利を失ふものでない。(尙ほこの項 Comte R. de Briey, Essai sur l'association du capital et travail par l'actionnariat ouvrier suivi d'une note de M. Aristide Braind et de statuts-types de société a participation ouvrière dressés avec la collaboration de M. Jules Corbiau, 1914. 就中その pp.18-21 參照)。

四

一般の信ずるところでは、後繼者はその創始者の組織者としての能力を欠くが故に其後を持續し難い。然もGodin死して三十年、ファミリステイルは大戰に因つて蒙つた兵焚と掠略のルインの上に再興して現存するのである。こは正しく創始者の能力以外の特徴がこの組織に存するのではあるまいか。(Gide, Des institutions, p. 71)。

乍然また若しこの事業に勞資協調の秘訣が存するならば、幾多模倣者の相踵ぐ可きことは明かであるのに、實はこの事なくて終つて居る。再現し難き實驗とは何んであるか。物好き之れである。人あり、若し偉大なれども不胎なるファミリステイルの事業を、今や普く世界にその貴をのこしたるかの Rochidale の Pioniers のそれと比較するなれば、兩者の間の差異を了解することが出來やう。(ibid.)

最早多くを語るを要せぬ。たゞかの歐洲大戰後頓にその主張を强めたる勞働階級の產業管理に關聯して、或種の敎訓を求むるものは、先づは「勞働者王國」の完全なる一標本と稱すべきファミリステイルに之を得るであらう歟。然もサンヂカリズムが要求するところのそれは、此れの錯雜にして敎派的構成とは全然別箇のものである。(一三)

(一三) Dles insitutions, p. 74, p. 72, Note 1. 參看。

ラスキンの勞働者敎育

——一八六〇年一委員會に於ける彼の陳述——

奥井復太郎

一

一八五三年ヴェニスの石」完結後ラスキンの生活は社會の實際的方面に携る新方面を加へて來た。一八五三年のエヂンバラ講演は講演者としてのラスキン最初の經驗であつた。此種の行爲はラスキンの云ふ所に從へば、彼の敎義を普及せしむる直接的方法に外ならない。紙上に連